



## 北京青松知識産権代理事務所 東京オフィス設立のご挨拶

北京青松知識産権代理事務所は、2010年9月に設立され、中国国家知的財産権局から認可された専利代理事務所であり、専利（特許、実案、意匠）、商標、著作権などの知財関連サービスを主な業務としております。弊所は現在設立から8年、所員数約50名の中堅精銳事務所でございます。所内では、特許の各技術分野、意匠、商標、著作権の専任担当者を配置しており、日本語や韓国語に精通するスタッフが数多く在籍し、また中国知財実務に精通した弁理士も多数在籍しております。中国国内では北京本部の他に、合肥に支所を設置しており、海外ではソウルにオフィスを有しております。

所長の鄭青松弁理士は、中国清華大学にて修士卒業後、中科院専利商標代理有限責任公司にて弁理士資格を取得し、中国知財に関する実務経験を積みました。後に日本に渡り、特許業務法人 原謙三國際特許商標事務所にて勤務し、日本知財実務と日本企業の求める知財業務への理解を高めました。2010年に北京に戻り、北京青松知識産権代理事務所を立ち上げました。また、2014年には専利訴訟代理人資格を取得しました。



弊所は設立当初の国貿 CBD エリア、そして国家知的財産権局近接の知青路エリアを経て、2017年末に北京空港に近接する順義エリアにて自社オフィスを整備し、移転いたしました。新しくゆとりのある本部オフィスにて、プロ精神に富んだ優れた知財人材の育成及び定着化に取り組み、日々の業務を通してより一層サービス品質の向上に励んでおります。どうぞ北京へお越しの際には、是非弊所に一度お立ち寄りくださいませ。



青松知識産権代理事務所では、この度、日本クライアントへのサービスをより一層強化すべく、東京オフィスを開設しました。東京オフィスでは、日中両国の言語、法制度、実務、考え方、現地事情に精通し、日本・中国の両国の弁理士資格を併有する李じゅん弁理士が常駐し、皆様の中国知財への各種ご相談に